

公租、公課、公課、私債権の優先順位

(強制換価手続において配当を受ける場合)

順位	債権の内容		備考
1	被担保債権①	・ 国税の法定納期限等以前に設定された抵当権、質権の被担保債権	
2	公租 (租税)	・ 国税 ・ 地方税 ・ 関税 など	・ 差押先着手 (国税、地方税の間では、先に差押え等を行ったものが優先)
3	公課 (公租以外の滞納処分の例により徴収することができる債権)	・ 厚生年金の保険料等 ・ 国民健康保険の保険料等 ・ 行政代執行の費用 ・ 不当な取引制限等に対する課徴金 など	・ 差押先着手 (公課同士の間では、先に差押え等を行ったものが優先)
4	被担保債権②	・ 被担保債権①に該当しない被担保債権 (国税の法定納期限等より後に設定された抵当権、質権の被担保債権)	
5	一般債権	・ 担保権の設定を受けていない債権	

(注) 1 上記のほか、強制換価手続の費用の優先、不動産保存の先取特権等の優先などの特例がある。

2 国民健康保険税は地方税として扱われる。